

- 1 財政について
- 2 人事委員会勧告について
- 3 安佐市民病院跡地活用検討協議会の進め方
- 4 生活保護過払い金について
- 5 流川の火災を受けた対応について
- 6 県費教員の広島市への移譲について

〈発言内容〉

市政改革ネットワークの桑田恭子です。会派を代表し、一般質問を行います。

財務省のホームページに、これから日本のために財政を考えるとの冊子が掲載されています。表紙には、はじめにとし、日本の財政は、現在、諸外国と比較して最悪の状況にありますとありました。素直な表現がなぜか新鮮に思えました。

我が国の財政は、これまで歳出が一貫して伸び続けてきましたが、歳入は平成2年度、バブル期を最後に伸び悩んできました。この差は全て借金である公債の発行で補われてきました。ふえ続けた借金は平成27年3月末時点では、1053兆3572億円、国民1人当たり830万円の借金ということになります。

冊子の最後には、財政健全化への道筋として、6月30日に経済・財政再生計画を策定することが盛り込まれていました。

計画の初年度は、平成28年度、手を緩めることなく本格的な改革、聖域なく徹底した見直しを行うとあります。改革には大きく期待をするところですが、国の予算は膨らみ続けています。来年度の国の概算要求額は102兆円を超える見込みであり、2年連続で100兆円を超えています。借金返済に充てる国債費や年金、医療に係る経費が過去最大になります。

1. 目を広島市の財政に転じ、質問してまいります。

平成28年度予算編成に関する依命通達が10月26日、副市長名で提出されています。平成15年度からの財政非常事態宣言がまだ解除されない状況にあります。通達の文面にも穏やかな景気の回復基調を背景に、市税の増収が見込まれるもの、高齢化の進展に伴う社会保障費の増加が引き続き見込まれ、中期財政収支見通しにおいても、多額の財源不足が生じる必要があります。臨時財政対策債を含む市債残高は、今年度末で1兆1000億円を超える見込みで、新たな借り入れは抑制せざるを得ないと書かれています。

これまで広島市は予算カットを行ってきました。財政非常事態宣言が出された翌年の平成16年度は、一般行政経費で30%という厳しい削減を行ってきていました。来年度、平成28年

度の状況はどのようにになっていますか、お答えください。

市債発行額の推移を見てみると、平成13年度から始まった臨時財政対策債の発行額は、平成22年度から発行が大きくふえ、平成23年度からは300億円を超えて発行が続いています。このように増大している理由をお答えください。

市長の任期に合わせるように、4年ごとの財政収支見通しが示されてきました。増加傾向にある臨時財政対策債、後年交付税措置されるもので、市債とは性格が違うものであることはこれまで説明を受けてきましたが、市民が背負う借金であることに違いはありません。

広島市の財政はよくなっているのか。今後財政はどのように推移していくのか。労働人口の減少、高齢者の増なども加味した長期的な収支見通しをつくる必要があると思います。

2. 次に、人事委員会勧告について質問いたします。

例年、今定例会には、9月に提出された人事委員会勧告に従い、職員の給与改定の議案が提案されますが、今回は提案が見送られています。国において、臨時国会が見送られたことが原因であるとも聞きましたが、広島市人事委員会は独立した行政機関で、国の人事院の影響を受けるものではありません。

札幌、さいたま、千葉、横浜、川崎などは、当該市的人事委員会勧告を受け、給与値上げの改定議案を提案しています。広島市が今議会への提案を見送られたことについての考え方をお聞かせください。

人事委員会勧告は、民間を正確に調査し、官民を比較し、均衡を図るものです。民間とは、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上で、比較対象は正社員のみ、これが人事委員会でいう民間です。

今年9月に出された勧告の対象事業所は市内563事業所、このうち層化無作為抽出法で178事業所を抽出し、実際に調査を行ったのは156事業所です。公務員行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種6,113人及び医療・教育関係54職種372人を調査したと報告書にあります。

調査対象の事業所名はもちろん、名前を伏せての調査データも信義則に反するとの立場から一切公表されません。正確な調査と言いながら、検証する機会がありません。50人以上の事業所といっても、最も多く調査されているのは、企業規模、言いかえれば、本社規模が3,000人以上の事業所です。隠されてしまうと、調査対象に偏りがあるのではないかの疑惑が生じます。

そこで伺いますが、前年調査された民間事業所と今回調査された民間事業所とではどれくらい重複しているのでしょうか、お答えください。

9月に出された職員給与に関する報告と勧告の冊子の中、総合的な見直しの項で述べられて

いる高齢層職員の給与水準が民間より高い傾向とは、どの年代でどれくらい高いのかお答えください。

今回の勧告は増額の勧告です。月例給においては、0.24%の引き上げとなっています。公務員給与は民間給与との均衡を図るとされていますが、ここに本市の財政状況を鑑みることはしないのか、お答えください

。

特別給、いわゆるボーナスについては、支給月数が0.09カ月、民間が上回っているので、0.1カ月分ふやすというものです。なぜ、調査どおり0.09カ月増額ではないのか。0.1カ月とした場合、民間を上回ることにならないのか、お答えください。

ボーナスの支給月数の改定は20政令市全て同じ0.1カ月分の値上げです。地域性や経済状況が違うはずですが、どの都市も民間を調査したら0.1カ月分民間が上回っていたという不思議な数字です。また、ボーナスは平成2年の調査で、民間では役職間で支給額に相当な差があるとして、職員ボーナスに最大で2割の加算が行われています。この加算は我々議員、市長の特別職にも同様に加算されていることを加えておきます。

3. 続いて、安佐市民病院跡地活用検討協議会について質問いたします。

平成26年2月、安佐市民病院の荒下地区への移転建てかえ議案は、賛否同数、議長裁決により否決されました。

1年7カ月後、さきの9月議会において再提案された議案は、高度急性期医療を荒下地区に移転、現在地には日常的な医療を残すという、いわば折衷案の病院機能分散案が提案、可決されました。

先週、12月3日に安佐市民病院跡地活用検討協議会が安佐北区役所で開催されましたので傍聴に行ってまいりました。

協議会の構成員は旧4町、白木、可部、安佐、高陽の町内会長始め、地域コミュニティーの会長、副会長、行政からは安佐北区副区長と広島市企画総務局企画調整部長の9人で構成していました。

平成28年7月を目指しておおむね月1回程度会議を行う予定です。検討の視点としては、1、現病院周辺がさびれてしまうという周辺住民の心配を払拭し、今以上に元気にする、2、可部自治連からの提言、民間商業施設とホールや図書館などが一緒にある施設、看護系、医療技術系の学部を持つ学校としての活用、3、跡地活用による地域活性効果を安佐北区全体、さらに周辺市町にも及ぼすという3点が上げられていました。第1回目で皆さん緊張されていたのか、初めは意見は出ず、座長の指名で発言をされていました。通常よくこのような会議には有識者と呼ばれる方がおられますか、特にそういった方は入っていません。また、ゼロからの話し合いだと思っていましたが、可部自治連からの提言が基本となっていました。提言の根拠は自治連がとられたアンケートとなっていますが、委員からも指摘があったように、回答数が31人というのは人数が少な過ぎると感じました。さきの議会の議決に間に合うようにと急いでアン

ケートをとられたとの説明でした。

各委員がそれぞれの意見として跡地2ヘクタールの活用策を述べられていました。議論の中で、跡地を民間に売り払い民間主導で行うのか、広島市が管理するのか、広島市の意見をまとめてもらいたいとの意見が出されました。

市の答弁は、土地を売る、あるいは貸すといったことはここでは議論はできないと思う、民間に問い合わせる必要があるといった内容でした。座長からの意見も、次回までに民間事業者を当たり、方向性を決めてもらいたいとの宿題が出されています。

そこでお伺いします。委員の選出はどのように決められたのか。一般の住民、若者の参加が検討されなかったのか、お答えください。

この協議会で何を決めるのか、決まったことはどのように跡地活用に生かされるのか、協議会からの宿題、土地の管理については市が行うのか、民間へ売却するのかお答えください。

協議会で決められた何らかの施設は、企画総務局長の話からすると、平成35年ぐらいから利用できるとのことです。大規模な事業、多くの予算を必要とする内容が提案された場合、広島市は覚悟を持って予算をつけ、事業を進める方針なのかお答えください。

病院の移転では、地域を二分する大きな溝を行政運営のままでつくってしまったと思っています。この跡地活用がさらなる溝にならないよう進めてもらいたいと思います。

4. 次に、生活保護過払い金について質問いたします。

日本国憲法第25条、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると定めています。具体的な法律として昭和25年5月4日、生活保護法が定められ、諸施策が推進されてきました。

この法律は日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすると規定されています。制定当時とは大きく社会環境は変化していますが、どの時代にあっても生活困窮は存在し、国民の最後のセーフティーネットであることに違いありません。

この生活保護をめぐる過払い金について、11月7日、新聞報道で、広島市が過払い金を違法に天引きしていたとの報道がありました。市内男性が起こした保護費に関する審査請求について、広島県が委任払いを違法と判断しました。県は生活保護法にのっとり、住宅費、介護保険料などの例外を除き、保護費は全額を一旦受給者に支給し、過払い金は自主返済させるべきとの判断です。

報道では、一方的に広島市が違法に天引きしているものとされる見出しだけですが、委任払いの天引きは受給者の同意のもと行われているもので、本人がやめたいと言えばいつでも中止する

ものです。一旦支払われた過払い金は、一定程度の金額、今回の男性の場合、3年間の過払い金80万円を毎月4,000円天引きされています。市は受け取ったこれまでの17万6000円を一旦男性に払い戻し、節符払い（銀行や福祉事務所に支払ってもらうこと）になります。

平成26年度の広島市の徴収金は7300万円、ことし9月現在の過払い金は2,870件中1,392件で委任払いを行っています。国は不正受給以外の委任払いは違法としていますが、不正か不正でないかの判断は難しく、不正と認定することはなかなか難しいのではないかと思います。

また、そもそも支給額を決める際の個々の収入については自己申告であり、金額の大小には関係なく、1円からでも収入は申告することとなっています。記事では、未回収の過払い金は平成26年度で9億6600万円にものぼるとあり、正直、驚く金額です。

未徴収金は5年で時効になります。不納欠損となります。広島市の生活保護費は平成26年度決算で467億円、民生費1887億円の約4分の1を占めます。法の精神にのっとり、保護が必要な方が利用しやすい制度でなければなりませんが、市民の税金である以上、過払いはなくし、未徴収金は個々の事情に配慮しつつもきちんと返還してもらわなければなりません。

そこで質問いたします。

生活保護の過払い金はどのような場合に発生するのですか。また、過払い金を発生させないための対策はどのように行っていますか。

平成26年度の返還金の調定額、収納された金額、未収金額及び不納欠損の金額は幾らなのかお答えください。

返還金を保護費から天引きする委任払いを中止することにより、未収金が増加するのではないかと思います。今後の対応はどのように行うのかお答えください。

5. 次に、流川の火災を受けた対応について質問いたします。

10月8日、午後9時50分ごろ、中区流川の木造雑居ビルで火災が発生、入居するメイドカフェの女性従業員と男性客の3人が犠牲になっています。出火原因は現在調査中とのことです。この火災を受け、消防局と建築部局による緊急立入調査を行っています。

調査対象は火災が発生した建物と類似の木造建築物で、これまでに違法性を確認したことがあるものを全市的に調査したことです。

立入検査を予定した対象物件は167件、うち現存していたものは145件、区別では中区43件、東区5件、南区12件、西区11件、安佐南区39件、安佐北区7件、安芸区1件、佐伯区18件、市外の受託地区が9件です。このうち消防法に基づく是正が必要な建物が122件、自動火災報知設備が未設置の重大な消防法違反も6件確認されています。また、消防局と建築部局と合同で立入検査を行った49件は、これまで実態がわからなかった建築基準法に基

づく定期報告の対象でない小規模建築物で、是正が必要な建築物は32件あったことが確認されています。いずれも8割程度の建築物で違法が確認されています。

繰り返しの指導、悪質なものに対しては、ホームページへの公表や命令、告発といった違反処理を行っていくとのことです。命令や告発に至るまでにはほとんどが改修されてきたとのことですが、定期的な調査や指導を実施していくことが大切と思います。

先日の市長記者会見の中で、消防局と建築部局の連携として、単独で行う立入調査において、他部局の調査項目についても点検を行い、違反があれば連絡を行うことや、現在消防局と建築部局の関係課で構成する、連携に関する連絡会に新たに許認可部局を加えると発表されました。具体的にはどのような関係機関で構成し、どのように連携をとっていくかとしておられるのか、お答えください。

今回は、火災を受けての緊急的な立入検査ですが、日常的な立入検査が火災予防には重要です。市域内膨大な建築物に対し、消防局ではどのような体制、頻度で立入検査が行われて、どれくらい是正されているのかお答えください。

また、安全な建物であることを利用者が確認できることも大切です。例えば消防局では、立入検査の結果、違反がなかったものについて何か利用者に知らせる方法をとられていますか、お答えください。

6. 最後に、県費教員の広島市への移譲について質問いたします。

平成25年11月14日、文部科学省財務課から県費負担教職員の給与負担等を道府県から指定都市へ移譲することについて20政令指定都市の合意がとれたとの通知が出されました。それに伴い、昨年5月には地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が制定されました。

教職員給与の政令指定都市移譲の議論は、10年ほど前、小泉内閣の三位一体改革の中で国と地方の役割分担の見直し、地方分権改革、地方への税源移譲という議論の中で出され、これまで何度も閣議決定されてきましたが、当事者である道府県と政令市の合意がとれず、実現しなかったもので、特に目新しいものではないようです。これまで小中学校の教員は広島市の学校に勤務しながらも、給与は広島県が負担するという、給与負担者と人事の任命権者が異なるねじれの状況でしたが、解消することになります。法律のタイトルのように、地域の自主性を高め、責任と権限の一元化により広島市がより主体的に施策を推進することが可能になるはずです。

夏休みに地域の小学校を回ったところ、校長先生からどのように進んでいるのか余り情報がないといった意見を聞きました。担当課に説明を求めました。教育委員会の一番の心配は、教職員の給与の問題、財源の確保が難しいことです。平成25年度の決算ベースで、広島市教員の給与総額を試算すると、約507億円となります。そのうち約119億円が国庫負担金、残りが地方負担で、県から移譲される財源は個人住民税所得割の2%とされ、金額で言えば約

224 億円となります。残り 164 億円は普通交付税で適切に処置するよう、総務省に申し入れることです。新年度のスタートは平成 29 年 4 月、1 年 4 力月後です。今回の税源移譲は、文科省が定める教員の基礎定数分の財源措置がされるようにはなっていません。普通交付税が絞られしていく中、結局、臨時財政対策債を充てることになり、市債残高がさらに押し上げられるのではないかと思います。

そこで質問いたします。

平成 29 年に向けての進捗状況はどのようになっていますか。財源の確保など、事務的な作業はどのように進んでいますか。この制度がスタートすることのメリット、学級編制権も移譲されます。どのような編制を考えておられますか。

これまで、教員の採用試験は広島県と合同で行ってきました。権限移譲後はどのようになるのか、今後、県教育委員会との連携はどのように考えているのかお答えください。

地方分権、地域の自立とは簡単なものではなく、財源確保の戦いです。学校は子供たちにみずから考える力を育む教育を進めています。みずから考え、主体的に判断する力は、教育委員会、そして自治体にも求められています。

以上で質問を終わります。

ありがとうございました。